

低公害車都道府県別保有車両数(平成24年度末現在)

平成25年3月末現在

区分 県	電気	FCV(燃料電池車)	CNG (H21NOx 10%低減)	PHV	クリーン ディーゼル 乗用	ガソリン車・低燃費かつ低排出ガス認定車(17年基準)						ディーゼル車・平成21年排ガス規制 適合NOx・PM 10%以上低減			ディーゼル車・平成21 年排ガス規制適合		合計
						☆☆☆☆ かつ燃費基準 +20%達成	☆☆☆☆ かつ燃費基準 +10%達成	☆☆☆☆ かつ燃費基準 +5%達成	☆☆☆☆ かつ燃費基準 達成	☆☆☆☆ かつ燃費基準 +10%達成	☆☆☆☆ かつ燃費基準 +5%達成	燃費基準 +10%達成	燃費基準 +5%達成	燃費基準 達成	燃費基準 +10%達成	燃費基準 +5%達成	
						ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	
						ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	ハイブリッド	
広島県	443	0	160	284	3,782	4,501	6,657	0	51,466	58	51	17	210	4,176	130	75	123,160
						28,752	219	0	22,063	0	0	77	0	0	37	2	
						33,253	6,876	0	73,529	58	51	94	210	4,176	167	77	
鳥取県	128	0	2	96	334	672	1,103	0	9,171	3	5	12	46	861	21	32	22,606
						5,569	29	0	4,510	0	0	8	0	0	4	0	
						6,241	1,132	0	13,681	3	5	20	46	861	25	32	
島根県	155	0	8	105	437	1,019	1,602	0	13,130	6	16	7	56	896	32	29	30,997
						7,529	58	0	5,895	0	0	7	0	0	10	0	
						8,548	1,660	0	19,025	6	16	14	56	896	42	29	
岡山県	353	0	30	346	1,201	2,641	4,456	0	33,861	45	33	18	156	2,881	82	57	84,767
						21,937	180	0	16,465	0	0	13	0	0	12	0	
						24,578	4,636	0	50,326	45	33	31	156	2,881	94	57	
山口県	341	0	1	171	1,173	2,278	4,033	0	29,535	25	37	4	154	2,207	79	59	72,358
						18,407	165	0	13,644	0	0	26	0	0	19	0	
						20,685	4,198	0	43,179	25	37	30	154	2,207	98	59	
中国管内 計	1,420	0	201	1,002	6,927	11,111	17,851	0	137,163	137	142	58	622	11,021	344	252	333,888
						82,194	651	0	62,577	0	0	131	0	0	82	2	
						93,305	18,502	0	199,740	137	142	189	622	11,021	426	254	
全国合計	25,302	45	6,227	17,289	76,238	148,189	289,169	0	2,037,267	4,019	4,872	1,494	8,724	170,594	9,483	5,603	5,252,344
						1,372,587	10,119	0	1,061,890	0	0	1,687	0	0	1,329	217	
						1,520,776	299,288	0	3,099,157	4,019	4,872	3,181	8,724	170,594	10,812	5,820	

大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車は除く。

※ディーゼル車はポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合した車以外は登録できないことから、排出ガス基準は設定していません。

平成17年度排出ガス基準



平成17年排出ガス基準75%低減レベル

平成17年度基準値より、
有害物質を75%以上低減させた自動車



平成17年排出ガス基準50%低減レベル

平成17年度基準値より、
有害物質を50%以上低減させた自動車

平成22年度燃費基準

平成22年度燃費基準とは、1999年(平成11年)4月に改正された省エネルギー法に基づき、2010年(平成22年)までに達成すべき目標基準値として定められた。ガソリンを燃料とする自動車の燃費基準です。
燃費の基準は、10・15モードによる試験結果に基づき、車重クラス別の重量区分ごとに定められています。

平成24年度規制改正に伴い、燃費基準は平成27年度燃費基準に変更されました。
移行期の対応として、平成27年度燃費基準による燃費値が算定されていない車両のうち、平成22年度燃費基準+25%以上を達成している車両は、達成の度合いに応じて「平成22年度燃費基準+50%」達成車、「平成22年度燃費基準+38%達成車」、「平成22年度燃費基準+25%達成車」の3種類のステッカーのうち、一つが貼付されます。



平成27年度燃費基準

平成27年度燃費基準とは、2007年(平成19年)7月に改正された省エネルギー法に基づき、2015年(平成27年)までに達成すべき目標基準値として定められた新しい燃費基準のことです。
試験方法は10・15モードからJC08モードへ変更され、車重クラス別の重量区分は16段階に細分化されます。
平成22年度燃費基準と同様に「トップランナー方式」の考え方に基づいて策定されており、ガソリン乗用車の場合、平成22年度燃費基準平均値に対し29.2%の向上率になっています。

平成27年度燃費基準を達成すると、自動車検査証に「平成27年度燃費基準達成車」と記載されるとともに、「平成27年度燃費基準達成車」のステッカーが車両に貼付されます。

